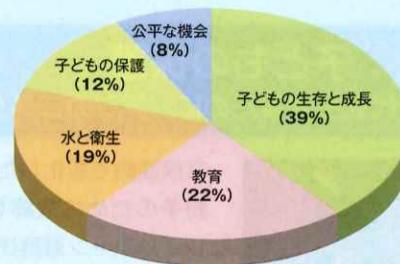


□ 皆さまからのご支援は大きな支えとなっております □

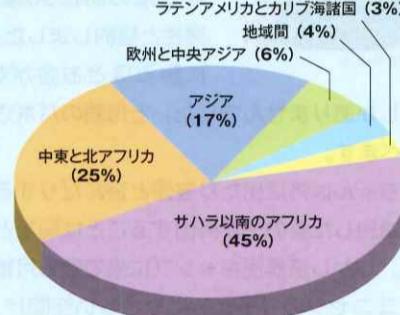
ユニセフの総収入の内、22%が世界中の民間の皆さまから寄せられたご寄付でした。

また活動分野、地域ごとの支出（合計53億9,400万米ドル）の内訳は下記をご覧ください。

#### ■活動分野ごとの支出割合



#### ■地域ごとの支出割合



(2018年度)

#### □ ユニセフと各国ユニセフ協会（ユニセフ国内委員会）□

ユニセフ（国際連合児童基金）は、世界中のすべての子どもたちが健やかに育ち、持て生まれた可能性を十分に伸ばすことができる世界を目指す国連機関です。国連本部から財政的支援を受けることなく、その活動は皆さまからお預かりしたご寄付と各国政府などからの任意の拠出金により成り立っています。また、世界33の先進国・地域には、民間におけるユニセフ支援の公式の窓口であるユニセフ協会が置かれており、ユニセフとの協力協定に基づき、ユニセフを支える募金活動、ユニセフや世界の子どもたちの広報活動、子どもの権利の実現を目指して行うアドボカシー活動を展開しています。

各国ユニセフ協会における国内活動も皆さまからのご寄付に支えられています。当協会の収支報告については「日本ユニセフ協会の活動」欄をご覧ください。

## 日本

## ユニセフ協会の活動

#### 広報活動

ユニセフのこと、世界の子どもたちのことを、皆さまに広く知っていただるために、ユニセフ本部や各国の現地事務所と連携し、テレビや新聞など各種報道媒体に対する情報提供や、取材協力などを積極的に行いました。ユニセフ本部や現地事務所から日々発信される情報を日本語に翻訳し、報道機関に提供。ホームページやSNSで発信しています。

子どもの権利条約採抲30周年を記念し、年間を通じて、皆さまに様々な角度から子どもの権利について知り、考えていただく機会をつくる試みのひとつとして、「子ども」が主題の映画作品を継続上映するユニセフ・シアター・シリーズ「子どもたちの世界」を開催。合計13作品を上映しました。6月には、アグネス・チャン ユニセフ・アジア親善大使が報道機関とともにアフリカのニジェールを訪問。アフリカの移民・難民問題、その背景の貧困、人口爆発、児童婚など、開発から取り残された最貧困に山積する問題を発信しました。



© 日本ユニセフ協会/2019/Mariko Miura

#### 2018年度収支報告

##### ユニセフへの拠出

当協会では、皆さまからお預かりしたユニセフ募金のうち、81.6%にあたる156億8,000万円を本部に拠出することができました。これは、各國のユニセフ協会の中で、拠出額、拠出率ともにきわめて高いレベルで、ユニセフの活動全体にも大きく貢献しています。

またユニセフは、世界の子どもたちの状況をより多くの人たちに知っていたい、ご寄付を募るために活動を、各國ユニセフ協会に委ねています。そのために必要な費用は、その国で集められた募金の25%以内とすることが求められています。当協会は、引き続き効率的な事業推進を図ることで、皆さまからお預かりしたユニセフ募金の18.4%で、国内での募金・広報・アドボカシー活動や人材育成活動などを実施しました。



© UNICEF/UN0340400// Frank Dejongh

#### 子どもたちのための力強いご支援をお願い申し上げます

公益財団法人 日本ユニセフ協会へのご寄付は、所得税、一部自治体の個人住民税、相続税、法人税の控除対象となります。

#### ユニセフ募金

##### 【郵便局（ゆうちょ銀行）から】

全国の郵便局（ゆうちょ銀行）からお振込みいただけます。

振替口座：00190-5-31000 口座名義：公益財団法人 日本ユニセフ協会

※窓口でのお振込みの場合、振込手数料が免除されます。

##### 【インターネットから】

パソコン・スマートフォン（www.unicef.or.jp）からクレジットカード、インターネットバンキング、コンビニ支払い、電子マネー（楽天Edy）でご寄付いただけます。

#### ユニセフ・マンスリーサポート・プログラム

毎月ご任意の一定額を金融機関（銀行・信用金庫・ゆうちょ銀行等）の口座、またはクレジットカード決済による自動引き落としてご支援いただけます。「ユニセフ・マンスリーサポート・プログラム」にぜひご参加ください。世界の子どもたちの状況やユニセフの活動についてご報告する広報誌「ユニセフニュース」（年4回発行）をお送りいたします。お申込みは当協会ホームページまたはフリーダイヤルへ。



#### ユニセフハウスへお越しください

JR品川駅から徒歩7分。開発途上国の保健センター・学校・難民キャンプなどを再現した展示スペースでは、ボランティアの方々による展示説明を行っています。世界でも珍しい、ユニセフの支援現場を再現したユニセフハウス。世界の子どもたちが置かれている状況を学びに、ぜひお立ち寄りください。

##### 開館日・時間

平日、第2・4土曜日（祝日を除く）  
10:00～17:00



© 日本ユニセフ協会

#### 公益財団法人 日本ユニセフ協会（ユニセフ日本委員会）

〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス

フリーダイヤル：0120-88-1052（平日 9:00～18:00）

ホームページ：www.unicef.or.jp

Twitter（ツイッター）／Facebook（フェイスブック）／Instagram（インスタグラム）もご覧ください。

Twitter @UNICEFinJapan Facebook @unicefinjapan Instagram @unicefinjapan

# ユニセフ活動報告 2019年版

世界の子どもたちへ  
あたたかいご支援を  
ありがとうございます



unicef | for every child

#### アドボカシー（政策提言）活動

子どもの権利条約採抲30周年を機に、SDGsを含め、子どもの権利に関わる各国政策課題への対応の進展を目指す、ユニセフ本部の動きに連動した活動を展開。外務省と作成し、全国の中学校に配布するSDGs副教材で学んだ中学生と、おとなが対話するイベント「中学生と考える持続可能な世界」を開催しました。

2017年の世界会議を受け政府が市民社会等と連携して進める、子どもに対する暴力撲滅国内行動計画策定に参加し、計画に子どもたちの声を反映させるため、インターネット事業者の協力を得て「子どもパブコメ」を実施しました。また、ネットとの関わり方を子どもたち自身が話し合う「スマホサミット」を各地で開催。子どもの性的搾取問題を取り組む官民協議会や民間事業者の取り組みへの参加、5自治体が協力するユニセフ「子どもにやさしいまち」日本型モデルづくりの検証事業も継続しました。2018年に発表したユニセフ『子どもの権利とスポーツの原則』には、サッカーや野球、経済界でも賛同の輪が広がりました。



子どもに対する暴力をなくすために、あなたの声を聞かせてください。

#### 募金活動

当協会では、ご自身で決めていただいた一定額を毎月自動引き落としてご支援いただけます。ユニセフ・マンスリーサポート・プログラムや、お選びいただいた支援物資を子どもたちに届ける「ユニセフ支援ギフト」、その他「ユニセフ遺産寄付プログラム」、「外国コイン募金」、ご自身でプロジェクトを立ち上げてご寄付を集めています。紛争や災害などの緊急事態に直面している子どもたちのための緊急・復興支援募金を受け付けており、本年は干ばつや紛争による食料危機から幼い命を守るために「アフリカ栄養危機緊急募金」を開始しました。

また、参加費がご寄付となる「ユニセフ・ラブウォーク」や、ボランティアとして募金活動にご参加いただける「ユニセフハンド・イン・ハンド募金」などのイベントを継続的に開催しています。

全国の皆さまからの貴重なご支援に  
心より御礼申し上げます。

#### 収入内訳（公益目的事業会計）

経常収益計  
19,242,152,394円

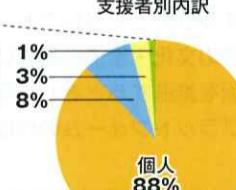
会費 32,000,948円  
寄付金 5,319,819円

募金 19,204,354,529円

雑収益ほか 477,098円

ユニセフ募金  
19,204,354,529円

支援者別内訳



#### 支出内訳（公益目的事業会計）

経常費用計  
19,267,063,686円

日本国内における  
募金・広報・アドボカシー活動  
のための事業費  
18.6%

うち、事務運営費  
および人件費(※)  
2.45%

ユニセフ本部  
へ拠出  
81.4%

(ユニセフ募金の81.6%)

本部業務分担金<sup>※2</sup>  
3.95%

啓発宣伝事業費<sup>※3</sup>  
1.62%

啓発宣伝事業  
普及事業費<sup>※4</sup>  
0.55%

国際協力研修  
事業費<sup>※5</sup>  
0.04%

※ 新公益法人会計基準に則り、公益目的事業会計の各事業費に配賦されている、事務運営費（正味財産増減計算書の光热水費、火災保険料、施設管理料、建物減価償却費、什器備品等減価償却費）及び人件費（給料・報酬、福利厚生費、退職給付費用、賞与引当金繰入額）。詳しくは正味財産増減計算書をご覧ください。

※1 募金関連資料の作成・送付、領収書の作成・郵送料、募金の受領・領収書発行に伴う決済システムの維持管理、活動報告の作成など

※2 ユニセフ本部と各国内委員会が共同で行う各種キャンペーンに対する分担金

※3 「世界子供白書」「ユニセフ年次報告」などの刊行物の作成・配付、ホームページの作成・更新、現地報告会やセミナー、シンポジウム開催、広報・アドボカシー・キャンペーンなどの費用

※4 全国26の協定地域組織による広報・啓発活動関係費

※5 国際協力に携わる人材育成にかかる費用

# 子どもたちへの成果

皆さまのご支援で、子どもたちのかけがえのない未来と笑顔が守られています

## 子どもの生存と成長

母子保健の改善 コロンビア



© UNICEF/UN0321734/Mejia

ラ・グアヒーラ県のウリビアでは、国の平均値よりはるかに高いワユ族の妊娠婦死亡率と乳児死亡率が問題となっています。

そこでユニセフとパートナー団体は、家庭におけるケアの

普及と幼児期の子育ての質を向上させることを目的としたプログラム「セレス・デ・クイダード（世話人の意）」を実施しています。プログラムを通してワユ族は適切な行動習慣について学び、保健や住民登録のサービスなどを受けます。ケアにおける男性の役割の促進、愛情・刺激・遊び・コミュニケーションに基づく子育て、コミュニティの参加と能力強化の促進など、支援内容は様々です。

ワユ族の女性は言います。「プログラムのおかげで、子どもに定期健診や予防接種を受けさせた必要があると知りました。夫は私たちのことをもっと気に掛けてくれるようになり、私の定期健診の状況を把握し、子どもが風邪を引いた時には病院に連れて行ってくれます」

コミュニティ内に変化が現れています。

## 水と衛生

水が守る子どもたちの健康と安全 イエメン



© UNICEF/Yemen/2019/Alhajomar

今もなお続く紛争の影響で、イエメンの人々は安全できれない水を手に入れるために困難を強いられています。

首都サナアでは井戸があつても、井戸から直接水を得ることができない状況だったため

に、子どもや女性は給水地までの長い道のりを歩き、給水トラックを待たなければなりません。そこでユニセフはパートナー団体と協力のもと、住民が安全できれいな水を確保し尊厳を取り戻せるよう、井戸に繋がった頑丈な給水タンクを設置しました。

タンクの蛇口をひねると井戸からの水が溢れ出します。子どもたちはジェリー缶（ポリタンク）を満たすために時間と労力を費やす必要がなくなったのです。

ユニセフスタッフのアラジョマさんは言います。「イエメンの子どもたちが汚染された水を飲むことがない、下痢で命を落とすことがない生活環境を確保する必要があります。そして、すべての子どもが持つべき権利を享受できるよう、私たちは精力的に支援活動を続けています」

## 子どもの保護

子ども時代を生きるために アフガニスタン



© UNICEF Afghanistan/2019/Sherzai

気候変動で悪化した干ばつや紛争のために故郷を追われ、レグレシャン避難民キャンプで暮らすバドロちゃん（10歳）は5歳の時に30歳も年上の男性と婚約しました。「食べ物に困るほどお金がなくて…」

娘を婚約させるしかありませんでした」と母親のバボさんは苦しみの表情を浮かべます。

婚約後、バドロちゃんは外に出たり友達と遊んだりすることを禁じられました。婚約した女の子が外出することは恥だと考えられているからです。しかし避難民キャンプに来て数ヶ月後、両親はバドロちゃんをユニセフの「子どもにやさしい空間」での活動に参加させることにしました。最初は他の子どもたちと仲良くできず孤立していたバドロちゃんでしたが、新しい友達ができた今では楽しく遊んでいます。

バドロちゃんの様子が変わったことに気付いたバボさんは、年相応になるまでバドロちゃんを結婚させないよう夫を説得しました。「バドロの婚約は間違いでした。18歳になるまで絶対に結婚はさせません」

※災害や紛争などの緊急事態において、避難した先で子どもたちが安心して、安全に過ごすことができる場所

## エボラの感染予防対策に

追われるブルンジ

130万人に

エボラ出血熱に関する情報を提供



8年目を迎えたシリア危機

191万1,880人に

改善された給水設備が  
使用できるよう支援

子どもたちのためのユニセフの活動は  
世界190の国と地域で展開されています。

■ ユニセフが支援を行う国や地域  
● 33のユニセフ協会（ユニセフ国内委員会）

## 紛争に苦しむマリ

142万199人の

5歳未満児に

ポリオの予防接種を実施

大規模な洪水が発生したマラウイ  
28万7,218人の  
子どもと女性に保健ケアを提供

大型ハリケーンの被災地バハマ<sup>※1</sup>  
40万5,000錠の  
浄水剤を配布

(2019年8月時点。但し、※1は2019年9月時点)

※この地図は国境の法的地位についてユニセフの立場を示すものではありません。

## 公平な機会

障がいのある子どもたちに教育を ナミビア



© UNICEF/Namibia/2019/Brouwers

ザンベジ州の村の車いすを利用する子どもたちにとって、学校が遠く、必要な設備がないことや質の高い研修を受けた教員がないことで、通学することが一層難しくなります。親は教育支援をどこで受けられるのか、そもそも障がいのある子どもを通学させていいのか分かりません。

ユニセフは親たちの情報格差をなくして子どもが学校に通えるよう、コミュニティ内に存在する障がいのある子どもに対する暴力とネグレクトに繋がる問題や社会的行動の改善を図るために、地域の文化・習慣に基づいた支援活動を実施しています。また、住民間の交流を推進するとともに学校内の設備の不足や入学率、在籍率を把握できるプラットフォームの作成に取り組んでいます。

教育は子どもがもつ潜在能力を最大限に引き出すために必要不可欠です。

脳性麻痺の男の子（11歳）が母親に付き添われて登校してきました。さらに多くの障がいのある子どもたちが笑顔で学校に通える日はすぐそこです。

## 教育

女子教育に対する偏見をなくす チャド



© UNICEF/Chad/2019/Kim

チャドでは学校に通えない、あるいは退学により18歳を迎える前に結婚する女の子が多く、若くして妻・母親としての責任を負うことになります。女子教育は貧困、早婚、厳格な男女の役割分担、偏見といった様々な原因で阻られます。ユニセフはコミュニティに女子教育の重要性を伝え、女の子が学校内外で直面する保健サービスや衛生設備へのアクセス問題を改善することで、女の子の進学率の向上を目指しています。

「両親は私が通学できるよう支えてくれている。家族の協力がなくて教育を受けられない女の子は多いから、私はとても恵まれているわ」と中学生のアモーナさん（16歳）は言います。「女子教育の促進には男の子も巻き込むべきだと思う。学校に通う女の子に、何のために女子に学ばせるんだよって言う男の子もいるのよ」

コミュニティ全体が教育を受けた女の子の可能性を理解し、女子教育が促進されるよう、ユニセフは支援活動を継続しています。

# ユニセフ募金と税金について

公益財団法人日本ユニセフ協会への寄付金は、特定公益増進法人への寄付として税制上の優遇措置があります（贊助会費も含まれます）。

## 所得税

「税額控除」と「所得控除」のいずれかを選択できます。「税額控除」を選択した場合には、年間寄付金額の約40%が所得税額から控除されます（詳細は中面をご覧ください）。いずれの場合も、確定申告でお手続きください。

## 相続税

相続された財産（現金）のなかからご寄付いただいた場合、ご寄付くださった財産には相続税が課税されません。当協会で別途ご用意する証明書と領収書を添えて、申告期限内に相続税申告を行った場合、非課税の扱いを受けられます。

## 個人 住民税

東京都、埼玉県、神奈川県、岡山県の都道府県と、一部の市区町村の条例に基づき、当協会への寄付金は個人住民税の寄付金控除の対象に指定されています（全国一律ではありません）。所得税とともに、確定申告手続きで税額控除を受けられます。

## 法人税

法人税の課税所得算出の際、一定の限度額の範囲で、損金として算入することができます。限度額は、その法人の資本金等や所得の額によって異なります。

詳しくは、中面をご覧ください。▶

## 相続人は世界の子どもたちです。

### ユニセフ遺産寄付プログラム



日本ユニセフ協会では、遺言によるご寄付（遺贈）、相続された財産からのご寄付、お香典からご寄付を通じて、皆様の思いを世界の子どもたちへお届けしています。

#### ○ 遺言によるご寄付（遺贈）

遺言書をつくり、遺産を特定の人や団体に贈ったり、寄付することを「遺贈」といいます。「ユニセフへの遺贈」という方法により、築かれた財産を世界の子どもたちの未来のためにいかすことができます。

#### ○ 相続財産からのご寄付

故人から相続された財産の一部をご寄付いただくことで、世界の子どもたちに故人が抱いていた生前のご意思を実現し、ご家族で共有いただくことができます。

#### ○ お香典からのご寄付

お香典返しに代えてご寄付いただいた場合、日本ユニセフ協会ではご遺族様から会葬者の方々にお送りいただくための「お礼状」をご用意いたします。



©日本ユニセフ協会

戦後、日本では脱脂粉乳の支援が行われました。

遺贈や相続財産からのご寄付の方法や税金の取り扱いについてご紹介した小冊子がございます。ご希望の方は、「遺産寄付の小冊子」を希望する旨、下記までお知らせください。

## 公益財団法人 日本ユニセフ協会

〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス

ホームページ：[www.unicef.or.jp](http://www.unicef.or.jp)

一般のご寄付について ▶ ☎ 0120-88-1052 email : [webbokin@unicef.or.jp](mailto:webbokin@unicef.or.jp)  
(平日 9:00-18:00)

遺産のご寄付等について ▶ TEL:03-5789-2013 Fax:03-5789-2033  
(平日 9:00-17:00) email: [legacy@unicef.or.jp](mailto:legacy@unicef.or.jp)

\*新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりお電話での受付を見合わせる場合がございます。予めご了承ください。  
当協会ホームページ、Eメールも併せてご利用下さい。

お問い合わせ先

# 日本ユニセフ協会へのご寄付は、税の優遇措置の対象となります。

所得税

年間寄付金額や所得税率によって異なりますが、一般的には「税額控除」を選択するほうが、所得税額が少くなります。控除額は、次の計算式で算出されます。いずれの控除の場合も、確定申告が必要です。勤務先などで実施される年末調整では、寄付金控除は受けられることができませんので、ご注意ください。

## A. 【寄付金控除（税額控除）額の算出方法】

$$(\text{寄付金合計額} \times 1 - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = \text{税額控除額}^{※2}$$

確定申告時は、税額控除額が所得税額から差し引かれます。

※1 年間所得金額の 40% に相当する額が限度額。

※2 控除額は、所得税額の 25% が限度となります。

## B. 【寄付金控除（所得控除）額の算出方法】

$$\text{寄付金合計額} \times 2,000 \text{ 円} = \text{所得控除額}$$

確定申告時は、所得控除額が所得金額から差し引かれ、所得税額が算出されていきます<sup>※4</sup>。

※3 年間所得金額の 40% に相当する額が限度額。

※4 年間の所得金額によって所得税率は異なります。

個人住民税

各都道府県・市区町村の条例にもとづき、寄付金は個人住民税の寄付金控除の対象となります（全国一律ではありません）。個人都道府県民税の場合は、寄付金額から2千円を差し引いた額の4%が、個人市区町村民税の場合は、同6%が税額控除になります。政令指定都市に住所を有する方の場合は、2017年1月1日以降のご寄付分から、個人道府県民税の場合は2%、個人市民税の場合は8%になります。対象となる寄付金の限度額は、年間所得の30%です。

対象自治体については右記QRコードおよび当協会ホームページからご確認ください。

ただし、条例等の改正により対象変更がある場合があります。

最新の指定状況は、各自治体にお問い合わせください。



当協会のホームページ [www.unicef.or.jp/cooperate/coop\\_kojintax.html](http://www.unicef.or.jp/cooperate/coop_kojintax.html)

相続税

ご家族が相続された財産（現金）の中からご寄付くださった場合、ご寄付いただいた財産には相続税が課税されません。相続財産全体から、基礎控除とともに、寄付金額を差し引いた額が課税遺産総額になります。相続税非課税の扱いを受けられる場合は、領収書とともに「相続税非課税証明書」をご用意させて頂きますので、当協会にご連絡ください。なお、相続税の申告期限は相続開始後10ヵ月以内です。

法人税

法人からのご寄付は、一般の寄付金の損金算入限度額とは別に、以下の特別損金算入限度額の範囲内で、損金に算入できます。

$$\text{特別損金算入限度額} = (\text{資本金等の金額} \times 0.375\%) + (\text{所得金額} \times 6.25\%) \div 2$$

## 確定申告手続き

国税庁のホームページ上には、簡単に確定申告書類を作成することができる機能があります。画面の案内に沿って入力、印刷すれば、そのまま税務署に提出することができます。郵送も可能です。

詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

## 褒章制度について

内閣府の認定する団体を通じて公益のために私財を寄付された個人や法人に、「紺綬褒章」が授与される褒章制度があります。

内閣府より当協会が認定を受けた2017年6月19日以降、個人の方は500万円以上、法人・団体は1,000万円以上のご寄付をいただいた場合に紺綬褒章授与申請の対象となります。予めお申し出いただいた分納によるご寄付も含まれます。

詳しくは当協会のホームページ [www.unicef.or.jp/hosho](http://www.unicef.or.jp/hosho) をご覧ください。



内閣府ホームページより  
個人の方に授与される褒章

●お問い合わせ・分納のご連絡先：03-5789-2013／[donor@unicef.or.jp](mailto:donor@unicef.or.jp)

\*新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりお電話での受付を見合わせる場合がございます。予めご了承ください。Eメールも併せてご利用下さい。

## ご支援ありがとうございます

### UNICEF 緊急支援・復興支援情報

#### ■ 新型コロナウイルス緊急募金 子どもたちや家族、地域を守る物資を 150 以上の国に

世界 200 カ国以上で 2,000 万人を超える感染者と数十万人の犠牲者を出して、なお拡大を続ける新型コロナウイルス。この危機下でユニセフは、急速に拡大するパンデミックから子どもたちを守りながら、母子保健サービスや栄養治療など従来の支援活動も継続して行なう責務を担っています。支援対象国は 150 カ国を超え、ユニセフの歴史の中でも最も大規模な支援活動が、日々各地で続けられています。

ユニセフは、緊急給水や消毒、衛生用品の配布など、

その時、その地域で子どもたちが最も必要とする救援活動を、政府やパートナー団体とともに、全力で続けています。また、学校は子どもの安全や栄養状態を支える生命線となっており、学校再開にあたり、ユニセフは、学校を安全な場に保ちつつ子どもたちが学習を続けられるように、政府や地方行政、学校などと協力しながら、適切な感染予防対策を支援しています。



© UNICEF/UNI350130/Ijazah  
簡易手洗い設備で手を洗うインドネシアの親子



© UNICEF/UNI329516/  
ベトナムでは、全国の 4 万 3,966 の学校で衛生的な環境、医療・衛生用品などの提供と、体温チェックの実施、マスクの着用、教室での適切な距離をとるなどの安全対策を実施して、5 月に学校が再開しました。

7 月 15 日時点で調達された主な物資は以下です。

- N95 マスク 6,740 万枚
- 赤外線体温計(非接触型)290 万個
- 医療用ガウン 6,500 万枚
- ゴーグル 950 万個
- 医療用手袋 2,100 万個
- フェースシールド 3,260 万個
- 医療用マスク 1 億 1,890 万個
- 防護服 9,860 万着
- 医療用ブーツ、ブーツカバー 480 万個
- 遺体収容袋 34 万 8,000 袋
- 産業廃棄物を高圧蒸気滅菌(オートクレーブ)処理するためのバイオハザードバッグ 48 万 9,000 枚
- エプロン 250 万枚

これは 2020 年 1~7 月の累計で 4 億 2,400 万米ドル相当にもなり、2017 年から 2019 年の平均年間調達額の 90 万米ドルに比べると、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)によって、医療用品の需要が爆発的に高まったことがわかります。ユニセフは引き続き、その時に必要なものを最適かつ柔軟に見極めながら、皆様とともにコロナ禍の子どもたちが安全に守られ、日常を取り戻せるように取り組んで参ります。

## ■ 人道危機緊急支援 レバノン爆発 ユニセフ 10万人の子どもたちが支援を必要としていると発表

8月4日に起きた爆発事故により、30万人以上の人々が自宅の被害を受け、そのうち約10万人が子どもたちであると推定されています。また、今回の事故によって6,500人以上が負傷し、180名が犠牲になりました。(8月26日時点)

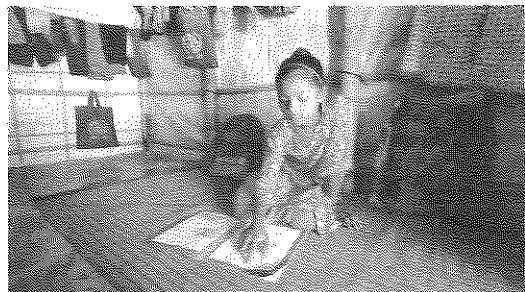
ユニセフはパートナーとともに緊急ニーズ調査を行い、250人以上の子どもに心理社会ケアを提供して爆発のトラウマに対応しただけでなく、被害を受けた家庭の貯水タンク168基を修復し、39の建物を公共の給水システムに接続し、水道が使えるようになりました。さらに、被害を受けた家庭に浄水タブレットやバケツ、石鹼が入った衛生キット1,841セットと、赤ちゃん用の衣類やおむつ、ブランケットなどが入った乳幼児ケアキット24セットを提供しました。



© UNICEF/UNI360109/Francis  
自宅で4歳から11歳の3人の子どもたちを抱きしめるファテンさん。家族はユニセフと現地のパートナー団体から心理社会的支援を受けている。(2020年8月11日撮影)

## ■ ロヒンギヤ難民緊急募金 閉鎖されたままの教育施設 46万人の子どもたちの生活に影響

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が3月に難民キャンプで確認され、学習センターが閉鎖されるまで、ユニセフは2,500か所の学習センターを通じて23万人以上の子どもたちに教育の機会を提供してきました。しかし、COVID-19によって、コックスバザール地区に暮らす46万人以上のロヒンギヤ難民の子どもたちの生活は混乱が続いています。キャンプ内の教育施設は、国内の他の地域と同様、3月以来閉鎖されています。これまででも通えていなかった子どもを含め、約31万5,000人のロヒンギヤ難民の子どもと若者が学習センターに通えずにいます。



© UNICEF/UNI340770/  
ロヒンギヤ難民キャンプの学習センターが閉鎖されているため、母親と先生の助けを借りながら自宅で勉強する9歳のシェフカさん。(2020年6月撮影)

ユニセフは、教師や家族のサポートを受けながら、子どもたちが自宅でも学習できるよう、ボランティアによる家庭訪問や教材の提供などを支援してきました。ユニセフが5月に32か所の難民キャンプの住民に確認したところ、77%が子どもたちが自宅で学習している、と回答しました。ユニセフは引き続き、食料品や日用品を届けるボランティアの自宅訪問を活用しながら、教育資材の提供、保護者のケア・指導を行います。

皆さまのご協力に心よりお礼申し上げます。

引き続き、あたたかいご支援をよろしくお願ひいたします。

〈お問い合わせ〉

公益財団法人 日本ユニセフ協会（ユニセフ日本委員会）

フリーダイヤル：0120-88-1052(平日 9:00～18:00)

[www.unicef.or.jp](http://www.unicef.or.jp)

## お礼状

(株) 菊池技建 様

日ごろよりユニセフ（国連児童基金）の活動にあたたかいご支援をいただき、ありがとうございます。  
このたびは、新型コロナウイルス緊急募金に大変貴重なご協力をいただきまして、心からお礼申し上げます。  
お預かりいたしましたご寄付は、新型コロナウイルス感染拡大以前から紛争などにより医療体制が脆弱な途上国で命の危険に晒されている子どもたちのために大切に使わせていただきます。  
正しい手洗いの方法など新型コロナウイルスから身を守るための衛生知識を多くの人々に伝えるとともに、マスクやゴーグルなどの衛生用品、医薬品・医療器具の提供を通じて各国の医療・保健サービスを支えます。また、保健・水と衛生・教育などの子どもを守る基礎社会サービスがこれ以上脆弱にならないよう、しっかりと支援を進めていきます。  
ユニセフはこれからも緊急事態に直面した子どもたちを守るために支援活動を続けてまいりますので、今後ともご支援の程よろしくお願いいたします。

2020年09月23日

公益財団法人 日本ユニセフ協会

会長 赤松良子



for  
every child

## 領收書

C42 81368301  
2020年09月23日

990-2481

山形市あかねヶ丘  
1-11-24

(株) 菊池技建 様

9807 0304234

¥30,000※

上記の金額を新型コロナウイルス緊急募金として  
領収致しました。

公益財団法人 日本ユニセフ協会  
(ユニセフ日本委員会)  
〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12  
ユニセフハウス

本協会への寄付金は、所得税、一部自治体の個人住民税、相続税および法人税の控除対象となります。

当協会は、内閣総理大臣による公益認定（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第100条に適合）を受け、平成23年4月1日に公益財団法人となりました。当協会に対する会費及び寄付金は、所得税法施行令第217条第1項第3号及び法人税法施行令第77条第1項第3号に該当する特定公益増進法人として、寄付金控除の対象となります。

なお、公益認定を受けた当協会の事業該当等は次の通りです。

法人の名称 公益財団法人日本ユニセフ協会  
代表者の氏名 赤松 良子  
主たる事業所の所在地 東京都港区高輪四丁目6番12号  
公益目的事業 ユニセフ及び「児童の権利に関する条約」に関する知識の普及と啓発を以って国際協力の精神を涵養し、あわせて国際協力の実施を促進する。  
収益事業等 該当なし

以上

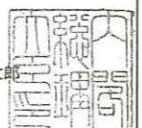
公益財団法人 日本ユニセフ協会  
会長 赤松 良子



府益担第684号  
平成28年7月15日

公益財団法人日本ユニセフ協会  
赤松 良子 殿

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 麻生 太郎



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。  
平成28年7月15日 から 平成33年7月14日 まで

<個人のご支援者の皆様へ>

所得税の寄付控除を受けるにあたり、「所得控除」と「税額控除」のいずれかを選択いただけます。

<個人のご支援者ならびに団体・企業の皆様へ>

当協会は、内閣府より「紺綏褒章」の公益団体認定を受けております。対象となる寄付は、予めお申し出された分納も含まれます。